

議員提出議案第 5 号

令和 7年 6月 30日

姫路市議会議員 八 木 隆次郎

同 宮 下 和 也

同 西 本 眞 造

同 東 影 昭

同 井 上 太 良

同 大 西 陽 介

同 牧 野 圭 輔

同 金 内 義 和

同 谷 川 真由美

同 妻 鹿 幸 二

高見千咲議員に対する辞職勧告決議について

高見千咲議員に対する辞職勧告決議を別紙のとおり決議したい。

高見千咲議員に対する辞職勧告決議

高見千咲議員に係る政治倫理基準違反の有無を調査するため設置された姫路市議会議員政治倫理審査会は、高見議員の行為が政治倫理基準に反し政治的又は道義的に重大な責任があると認め、「議員辞職の勧告」が相当であると決定した。同審査会の報告を受け、本市議会は、令和7年3月26日に辞職勧告決議を全会一致で可決した。

これに対し、高見議員は4月21日に記者会見を開き、「報告書の中には明らかな嘘も入っている」「報告書の中身に関してはもう本当に稚拙でずさんであるとしか言いようがない」などと発言したが、これらは政治倫理審査会の審査や議会の議決そのものを冒涇するものである。また、「本当にあの報告書に全員納得しているか」というと私はそうではないと思っている」「今回の政倫審はあの知事選の遺恨であり、多数派によるいじめだと私は感じている」など各議員や議会全体に対する侮辱と受け取れる発言があった。

5月27日の議会運営委員会開催時には高見議員が登庁していたことから、議長から辞職勧告決議書を手交するため出席を要請したが、その要請を拒否するなど本市議会が行った決議の重みを何ら理解せず、反省する姿勢は全く見られていない。

我々市議会議員は、清廉かつ誠実に職務を遂行し、市民に信頼され、公正で民主的な市政の発展に寄与するものでなければならないが、高見議員の言動は本市議会の品位と名誉を害するとともに、本市議会への市民の信頼を著しく失墜させるものであり、決して許容されるものではない。

よって、本市議会は、高見千咲議員に対し、自らの意思と責任により速やかに議員の職を辞することを再度求めるものである。

以上、決議する。

令和7年6月30日

姫 路 市 議 会